

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、米菓製造工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、生地成型作業中に、右手を成型機械に挟まれ負傷し、B病院に救急搬送され、「右第3指不完全切断、右第4指不完全切断、右第5指不完全切断」と診断された。請求人は、同病院において治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求したところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右示指の中手指節関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されており、請求人の右示指は「手指の用を廃したもの」に該当する旨主張していることから、以下検討する。

(2) C医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、同日測定した関節可動域の測定結果として「右示指：自動（屈曲）45°（伸展）0°、左示指：自動（屈曲）90°（伸展）40°」と記載し、患側（右）の可動域が健側（左）の可動域角度の1/2以下に制限されていることを示しており、その測定方法については「自動運動可動域を測定する」と述べている。

一方、同医師は、同年〇月〇日付け診断書において、請求人の示指の中手指節関節の可動域について、他動運動の測定値として、右示指「（屈曲）70°（伸展）40°」、左示指「（屈曲）92°（伸展）74°」と記載しており、測定値は、患側（右）の可動域が健側（左）の可動域角度の1/2以下に制限されていないものとなっている。

(3) ところで、障害等級の認定にあたっては、厚生労働省労働基準局長が障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）を策定しており、障害等級の認定における関節可動域の測定については、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション学会により決定された測定法に準拠し、原則として、他動運動による測定値によることとされている。本件について認定基準により判断すると、平成〇年〇月〇日付け診断書に記載された他動運動による測定値に基づき障害の

程度を評価することが妥当なものと認められる。

- (4) 請求人の右手指の機能障害については、決定書理由に説示するとおり、右中指、右環指、右小指の3的手指について「手指の用を廃したもの」と認められるが、右示指については、上記のとおり他動運動により測定した値を採用すると、中手指節関節又は近位指節間関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるものには該当しないことから「手指の用を廃したもの」とは認められず、したがって、当審査会としても、請求人の右手指の機能障害については、決定書理由に説示するとおり、障害等級第9級「1手の母指以外の3的手指の用を廃したもの」に該当するものと判断する。
- (5) 以上を踏まえて、請求人に関する他の障害の状態を含め、改めて一件記録を精査したが、請求人に残存する障害の程度は、決定書理由に説示するとおり、右手指の機能障害、右上肢の手関節の機能障害、さらに左下肢の神経障害及び醜状障害を評価して、障害等級第8級に該当するものと判断する。
- (6) 請求人は、基本的に関節可動域の測定は自動運動可動域の測定値によるべきであると主張するが、上記のとおり、当審査会としては、原則として他動運動による測定が妥当と判断することから、請求人の主張を採用することはできない。なお、請求人のその余の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。